

改正案	現行
<p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）</p> <p>第三章 予納（第三十六条 第四十一条の四）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）</p> <p>第三節 特定登録調査機関（第六十条の二 第六十条の五）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p>第三節 特定登録調査機関</p> <p>（登録の申請）</p> <p>第六十条の二 法第三十九条の四の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書の特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>二 先行技術調査業務を行おうとする事務所の名称及び所在地</p> <p>三 行おうとする先行技術調査業務の区分</p> <p>四 先行技術調査業務を開始しようとする年月日</p> <p>2) 前項の申請書には、登記簿の抄本又はこれに準ずるものを添付しなければならない。</p>	<p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）</p> <p>第三章 予納（第三十六条 第四十一条の四）</p> <p>第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関</p> <p>第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）</p> <p>第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）</p> <p>第五章 雑則（第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関</p>

(登録の区分)

第六十条の三 法第三十九条の四の経済産業省令で定める区分は、別表第三に掲げるとおりとする。

(先行技術調査業務規程)

第六十条の四 法第三十九条の七第二項の先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 先行技術調査業務の区分
  - 二 先行技術調査業務を行う時間及び休日に関する事項
  - 三 自己又はその子会社の特許出願について先行技術調査業務を行わない旨
  - 四 先行技術調査業務の実施の方法に関する事項
  - 五 先行技術調査業務の適正な実施のために必要な事項
  - 六 先行技術調査業務に関する料金に関する事項
  - 七 先行技術調査業務に関する帳簿、書類及び資料の保存に関する事項
  - 八 調査報告の特許庁長官への提出に関する事項
  - 九 前各号に掲げるもののほか、先行技術調査業務に関し必要な事項
- 2| 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の届出をするときは、先行技術調査業務を開始しようとする日の二週間前までに、その旨を記載した届出書に先行技術調査業務規程を添えて特許庁長官に提出しなければならない。
  - 3| 特定登録調査機関は、法第三十九条の七第一項の規定により先行技術調査業務規程の変更の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。
    - 一 変更しようとする事項
    - 二 変更しようとする年月日
    - 三 変更の理由

(準用)  
 第六十条の五 第四十二条の二の規定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「第六十条の二及び第六十条の三」と読み替えるものとする。

別表第三(第六十条の三関係)

区分の名称	技術の分野
一 先行技術調査(計測)	時計・計測一般、測長・測量、距離測定、電気の測定等
二 先行技術調査(ナノ物理)	電子管、表示制御、可変情報表示装置、焼付・現像・投影、半導体露光、原子力等
三 先行技術調査(材料分析)	機械分析、化学分析、物理分析、医療診断機器等
四 先行技術調査(応用光学)	電子写真(材料)、マーキング、写真、フォトレジスト、光学素子(レンズ、プリズム、フィルタ等)、光学機器(望遠鏡、顕微鏡、眼鏡等)、カメラ、E.L.(エレクトロルミネセンス)技術等
五 先行技術調査(光デバイス)	光ファイバー、レーザー、発光素子、受光素子、光ビームの制御、液晶等

<p>六 先行技術調査（事務機器） ）</p>	<p>電子写真（工程・制御）、印刷、プリンター等</p>
<p>七 先行技術調査（自然資源） ）</p>	<p>耕耘・移植、収穫・脱穀・穀粒の処理、畜産・水産、木材加工・栽培、水工、基礎工、掘削、陸路、トンネル等</p>
<p>八 先行技術調査（アミューズメント）</p>	<p>パチンコ・スロットマシン、運動・遊具、ゲーム・玩具、事務用品、教習具、時刻表・ラベル・広告等</p>
<p>九 先行技術調査（住環境）</p>	<p>建築構造・部材、建築物等の仕上げ、特定目的建築物（駐車場等）、施工、錠、建具、家具、サニタリー等</p>
<p>十 先行技術調査（自動制御） ）</p>	<p>制御・警報、電気自動車、ナビゲーション、交通制御、電動機・発電機、電動機・発電機の制御、電路の調整（交直変換、電流・電圧の調整）等</p>
<p>十一 先行技術調査（動力機械）</p>	<p>内燃機関の制御、燃料の供給、エンジンの弁・シリンダ・ピストン、タービン、吸排気流体機械等</p>
<p>十二 先行技術調査（運輸）</p>	<p>自動車（車体の構造）、鉄道、二輪車、船舶、航空・宇宙</p>

<p>十三 先行技術調査（一般機械）</p>	<p>武器、レスキュー、操向、サスペンション、車輪、事故防止・保守、弁一般、液体分配器、油圧等</p>
<p>十四 先行技術調査（生産機械）</p>	<p>継手・クラッチ、軸・軸受、伝動装置の構造・制御・配置・操作、ブレーキ、固着、緩衝、防振、シール・圧力容器等</p>
<p>十五 先行技術調査（搬送組立）</p>	<p>工作機械、NC（数値制御）、マニピレータ、手工具、生産管理、プレス加工、レーザ加工・溶接、放電加工、非金屬の加工、半導体材料の機械的処理、マイクロマシン等</p>
<p>十六 先行技術調査（繊維包装機械）</p>	<p>運搬・貯蔵装置、エレベータ、クレーン、フォークリフト、破碎・粉碎、噴霧装置、塗布装置、自動組立、ウエハ等の取扱い（移送等）、印刷回路とその製造、電気部品の実装、電気装置（パーソナルコンピュータ、携帯電話等）の筐体等</p>
<p>紙送り（給紙・搬送・排紙）</p>	<p>繊維機械、被服、包装機械、紙製品の製造、包装体、容器、大型容器（コンテナ、タ</p>

<p>十七 先行技術調査（生活機器）</p>	<p>ンク等）等 家庭用電気機械器具（掃除機、食器洗機、洗濯機、アイロン等）、清掃、コネクタ、照明、スイッチ等</p>
<p>十八 先行技術調査（熱機器）</p>	<p>燃焼、電気加熱、ストーブ、レンジ、暖房、ボイラ、乾燥、調理機器、肉・魚・野菜の加工、冷凍、ヒートポンプ、製氷、冷蔵庫、空気調和、加湿、換気、ダクト、熱交換、管一般等</p>
<p>十九 先行技術調査（福祉・サービス機器）</p>	<p>処置具、衛生・介護、注入・内服、治療、物理療法、補綴、チエック装置、陳列棚、生活必需品、シート、ベッド等</p>
<p>二十 先行技術調査（無機化学）</p>	<p>無機化合物、単結晶成長、蒸着、触媒、ガラスの製造・組成・表面処理、セメント・コンクリートの組成・成形、セラミックス（焼結体）の組成・成形等</p>
<p>二十一 先行技術調査（金属加工）</p>	<p>圧延・引抜き、鋳造、金属の表面処理、電解による処理、半導体の実装（ボンディング）、容器・封止、リードフレーム、マウント基板等）、半導</p>

	<p>体の製造（エッチング、膜の形成、試験・測定等）等</p>
<p>二十一 先行技術調査（金属電気化学）</p>	<p>精錬、合金、熱処理、炉一般、はんだ・溶接材料、電池、電線等</p>
<p>二十三 先行技術調査（半導体機器）</p>	<p>半導体素子、半導体集積回路、超電導素子、半導体素子の製造工程（アニール、イオン注入、再結晶化、電極・配線の形成等）等</p>
<p>二十四 先行技術調査（医療）</p>	<p>化粧品、製剤・医療材料等</p>
<p>二十五 先行技術調査（生命工学）</p>	<p>遺伝子工学、ペプチド・蛋白質、食品・飲料、微生物・酵素、植物・動物等</p>
<p>二十六 先行技術調査（環境化学）</p>	<p>水処理、固体廃棄物処理、消火剤、ガス分離・排ガス処理、濾過・濾過材、固体の分離、液分離、同位体分離等</p>
<p>二十七 先行技術調査（有機化学）</p>	<p>有機化合物の製法、農薬、肥料、染料・染色、石炭・石油・燃料・火薬、潤滑剤、洗剤・油脂・香料、塗料、接着剤・接着テープ、顔料等</p>
<p>二十八 先行技術調査（高分子化学）</p>	<p>重合・触媒、付加系高分子化</p>

						子)
						合物、縮合系高分子化合物、 高分子化合物の組成物、高 分子の処理等
						タイヤ、プラスチック成形、 塗装方法、繊維、加工紙、積 層体、皮革等
						有機化合物、医薬等
						電子商取引、情報検索、言語 処理、暗号等
						計算機細部、マンマシンイン ターフェイス、特殊計算機、 演算、入出力制御、抵抗器、 磁石・インダクタンス、コン デンサ等
						アーキテクチャ、プログラム 管理、データの誤り検出・訂 正、電線の据付、記憶制御、 静的記憶装置、ICカード等
						伝送方式、移動無線通信シス テム、フィルタ、伝送細部、 増幅器等
						電話システム、交換、遠隔制 御、電力系統、マイク口波等
						三十五 先行技術調査(電話 通信)
						三十四 先行技術調査(伝送 システム)
						三十三 先行技術調査(情報 処理)
						三十二 先行技術調査(イン ターフェイス)
						三十一 先行技術調査(電子 商取引)
						三十 先行技術調査(有機化 合物)
						二十九 先行技術調査(プラ スチック工学)



<p>三十六 先行技術調査（デジタル通信）</p>	<p>符号変換、デジタル変調、データ伝送、パルス回路、通信ネットワーク等</p>
<p>三十七 先行技術調査（映像機器）</p>	<p>電子楽器、カラオケ、音響機器、音声の認識・合成、動画記録、ビデオカメラ、デジタルカメラ、テレビジョン（信号の符号化、双方向、受信機等）等</p>
<p>三十八 先行技術調査（画像処理）</p>	<p>CG、CAD、画像認識、フアクシミリ等</p>
<p>三十九 先行技術調査（情報記録）</p>	<p>磁気テープ、磁気ディスク、光（光磁気）ディスク、磁気ヘッド、記録・再生装置、記録・再生のための信号処理、索引・編集等</p>

改 正 案

独立行政法人工業所有権情報・研修館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

（業務方法書の記載事項）

第一条 独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人工業所有権情報・研修館法（平成十一年法律第二百一号。以下「情報・研修館法」という。）第十条第一号から第七号までに掲げる業務に関する事項
- 二 四（略）

（中期計画の認可の申請）

第二条 情報・研修館は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（情報・研修館の最初の事業年度の属する中期計画については、情報・研修館の成立後遅滞なく）、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 情報・研修館は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第三条 情報・研修館に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

現 行

独立行政法人工業所有権総合情報館の業務運営並びに財務及び会計に関する省令

（業務方法書の記載事項）

第一条 独立行政法人工業所有権総合情報館（以下「情報館」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人工業所有権総合情報館法（平成十一年法律第二百一号。以下「情報館法」という。）第十条第一号から第四号までに掲げる業務に関する事項
- 二 四（略）

（中期計画の認可の申請）

第二条 情報館は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の三十日前までに（情報館の最初の事業年度の属する中期計画については、情報館の成立後遅滞なく）、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 情報館は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第三条 情報館に係る通則法第三十条第二項第七号に規定する主務省令で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

する。

一〇三 (略)

(年度計画)

第四条 情報・研修館に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 情報・研修館は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第五条 情報・研修館は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に経済産業省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書)

第六条 情報・研修館に係る通則法第三十三条の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第七条 情報・研修館は、通則法第三十四条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に経済産業省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 通則法第三十七条の規定により定める情報・研修館の会

一〇三 (略)

(年度計画)

第四条 情報館に係る通則法第三十一条第一項の年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 情報館は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第五条 情報館は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について評価を受けようとするときは、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に経済産業省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書)

第六条 情報館に係る通則法第三十三条の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにしなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第七条 情報館は、通則法第三十四条第一項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に経済産業省の独立行政法人評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 通則法第三十七条の規定により定める情報館の会計は、

計は、この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2）3（略）

（会計処理）

第九条 経済産業大臣は、情報・研修館が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2（略）

（財務諸表）

第十条 情報・研修館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表の閲覧期間）

第十一条 情報・研修館に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十二条 情報・研修館は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～七（略）

この省令の定めるところによるものとし、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2）3（略）

（会計処理）

第九条 経済産業大臣は、情報館が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2（略）

（財務諸表）

第十条 情報館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（財務諸表の閲覧期間）

第十一条 情報館に係る通則法第三十八条第四項に規定する主務省令で定める期間は、五年とする。

（短期借入金の認可の申請）

第十二条 情報館は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～七（略）